これを読んで20秒！！ No.555

社 長 のためのお勉 強

令和２年11月１日
〒540-0012 大阪市中央区谷町2-7-4
株式会社堀口オフィス
TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

非上場株式の評価の一部が明確化されました

２０２０年８月２８日に国税庁から所得税基本通達５９－６に関する改正通達が公表されました。

内容は、個人株主が法人（持株会社等）に株式を譲渡する時は、株式の評価は、譲渡する前で支配権を考慮して評価することに明確化されました。個人株主から個人株主への譲渡は取得後の株式の持ち株数で従来通りです。

例えば、個人が法人に対して譲渡した時は、純資産評価等を考慮した価額です。贈与、相続は従来通り取得後で判断され類似業種比準価格、純資産価格を考慮した価格です。また、個人が持ち株会、少数株主に譲渡した時は配当還元方式が採用されます。

難しいですね。非上場株式の評価は、評価額も７種類あり、譲渡人、譲受人によって価額の違いがあります。株式移動を考えておられる方は、必ず相談してください。

大阪城のイチョウの葉が黄色くなってきました。秋ですね。信州に馬刺しを食べに行ってきます。Go To ですね。

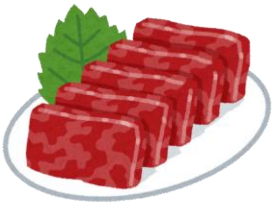

郵送ではなくe-mailでの配信を希望される方はご連絡ください

HORIGUCHI
Accounting & Tax office